

(写)

滋 県 活 生 第 1 8 8 号  
令和 7 年(2025 年) 6 月 13 日

滋賀県消費生活審議会  
会長 木村 和成 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県消費者基本計画の改定について (諮問)

滋賀県消費生活条例 (昭和 50 年滋賀県条例第 43 号) 第 7 条の 2 の規定に基づき、滋賀県消費者基本計画の改定に当たって、貴審議会の意見を求めます。

(諮問の趣旨)

本県においては、消費生活の安全と向上を図るため、平成 17 年度に滋賀県消費生活条例を改正し、平成 18 年度に「滋賀県消費者基本計画」を策定しました。なお、第 3 次計画からは、消費者教育の推進に関する法律第 10 条に規定される「滋賀県消費者教育推進計画」としても位置づけています。

高齢化の進行やデジタル化の進展等により、消費者を取り巻く環境が変化している中で消費者の選択肢が広がり利便性が高まる一方で、消費者被害の多様化・複雑化が進んでいます。また、消費者と事業者が協働していくことも必要となっています。

現計画は令和 7 年度で終了することから、こうした消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、本県として、新たな課題に的確に対応した消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 8 年度からの「滋賀県消費者基本計画」を策定することにしたので、とりわけ消費者保護の観点やエシカル消費の観点はじめ幅広い見地より意見を求めるものです。